



もしもに備えて知っておきたい 「成年後見制度」

認知症高齢者の数は2012年の時点で約462万人とされ、2025年には700万人を超えるという推計もあります。人生が長期化する中、認知機能や判断能力が衰えた状態で生活していかなければならない可能性は、より高くなっています。成年後見制度は、認知機能や判断能力が衰えてもその人らしく生活していくことをサポートしてくれる制度です。自分や家族の「もしも」の時に備えて、知識を身につけておきましょう。

■ 成年後見制度とは？

私たちが社会生活をおくる上では、さまざまなシーンで判断を求められます。しかし、認知症や知的障害、精神障害などにより、物事を全く判断できない、または十分に判断できない、判断に不安がある人がいます。

このような人が不利益を被らないように援助者をつける制度として、従来の禁治産・準禁治産制度に替わって設けられたのが「成年後見制度」です。成年後見制度は、介護保険制度とあわせて2000年（平成12年）4月に施行されました。

成年後見制度では、援助される本人の意思や自己決定権を尊重するよう配慮されています。その他、以下の特徴があります。

・禁治産、準禁治産の2段階から後見、保佐、補助の3段階へ。

・任意後見制度が新しく設けられた。

・公示方法が、戸籍の記載から後見登記へ。成年後見制度には、大きく「法定後見」と「任意後見」の2つがあります（図表1）。

法定後見は、財産管理などに際し、判断能力がなかったり不十分な時、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人を選任します（図表2）。後見、保佐、補助は本人の判断能力の程度などによって決められます。

成年後見人の仕事は、本人の財産管理と身上監護における法律行為に限られ、実際の介護など日常生活に関することは含まれません。具体的には、財産目録の作成、収支計画の策定、介護サービス利用や施設入所の契約などがあります。



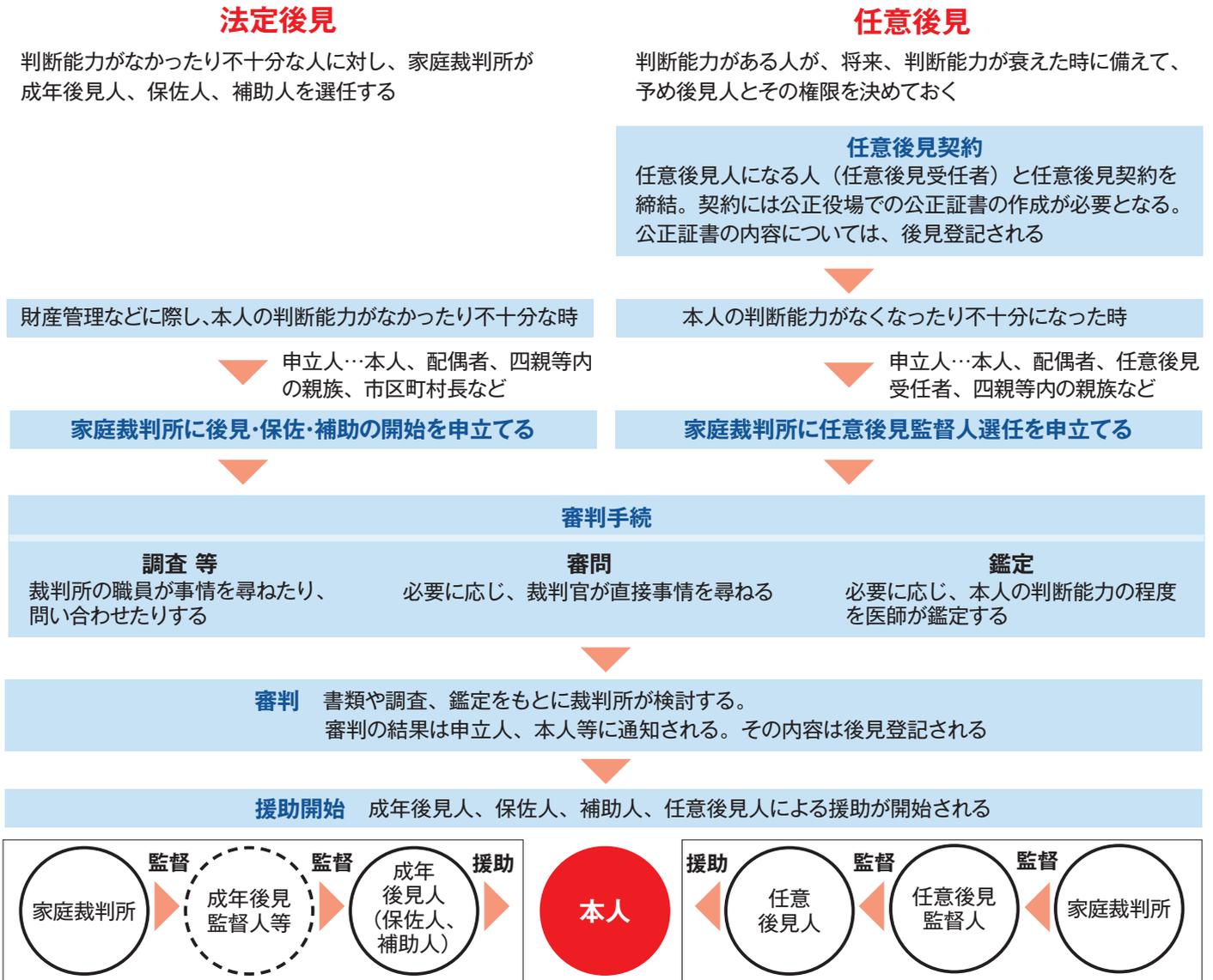
任意後見は、判断能力が衰えた時に備えて契約を結んでおく制度です。本人が予め任意後見人になる人と、その権限を決めておきます。

その後、本人の判断能力が低下した時、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任すると、契約の効力が生じます。

任意後見人には必ず任意後見監督人が選任されるのに対し、成年後見人（保佐人、補助人）を監督する成年後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）は家庭裁判所が必要と認めた時にだけ選任されます。通常の場合、家庭裁判所が成年後見人（保佐人、補助人）を監督します。

公示方法について、禁治産・準禁治産制度では戸籍に記載されていたため制度利用への抵抗感がありました。成年後見制度では、法務局での後見登記により公示されます。

図表1 法定後見と任意後見の流れ

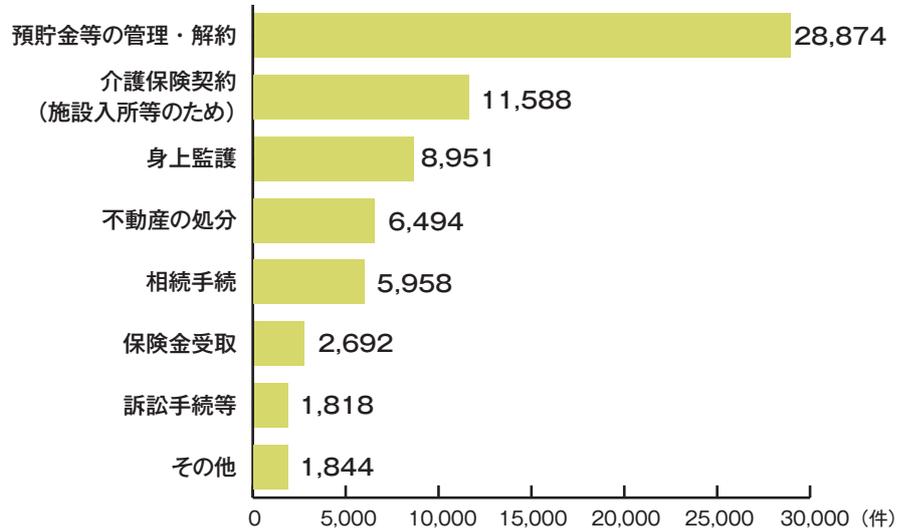


図表2 後見・保佐・補助の違い

	本人の判断能力	開始手続時の本人の同意	援助者	援助内容
後見	全くない	不要	成年後見人	本人の行為全般について、本人を代理することができる。本人がした行為を取り消すことができる。
保佐	著しく不十分		保佐人	本人が行う重要な財産行為に対して、同意権がある。本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な財産行為については、取り消すことができる。必要に応じ、家庭裁判所により本人を代理する権限が与えられたり、同意権の対象となる行為が拡張される。
補助	不十分	必要	補助人	家庭裁判所が決めた範囲・内容において、本人を代理する権限や、本人の行為に対する同意権が与えられる。同意権が与えられた場合には、本人が補助人の同意を得ないで行った行為を取り消すことができる。

もしもに備えて知っておきたい「成年後見制度」

図表3 後見・保佐・補助の開始、任意後見監督人選任の申立ての動機

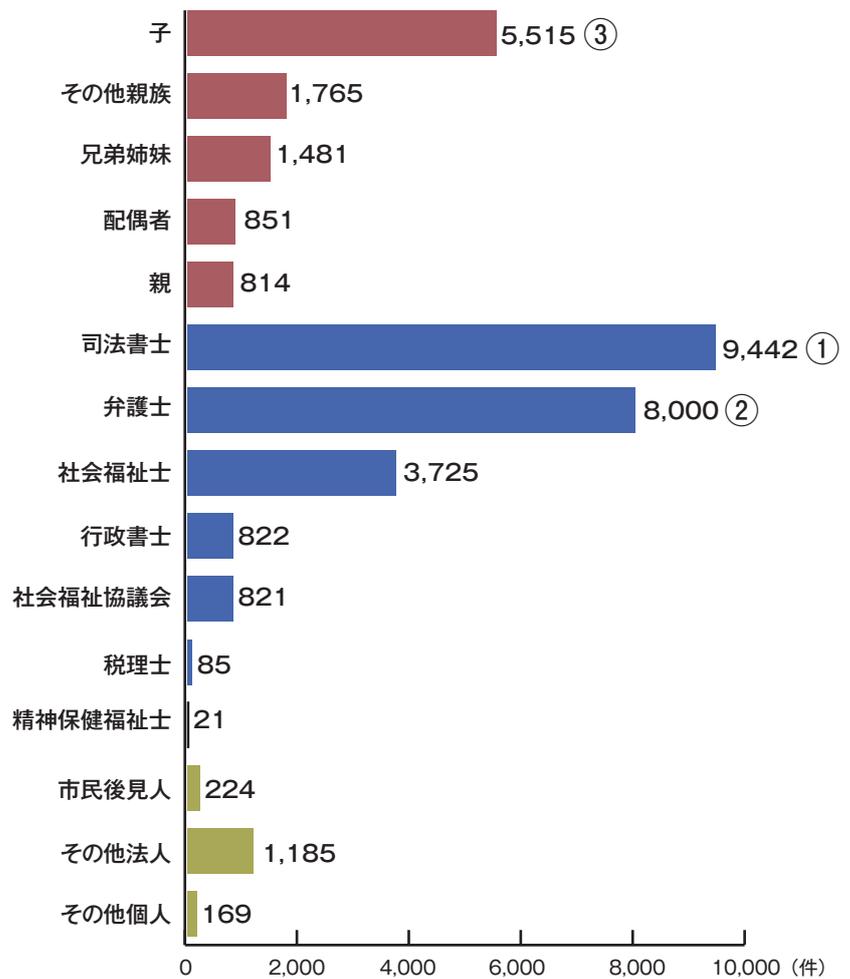


■ 法テラスの弁護士に聞く
成年後見制度に関するQ&A

成年後見制度について、かなりざっくりと説明をしましたが、これだけではよくわからないという方がほとんどでしょう。

そこで、理解を深めるため、国が設立した法的トラブルの総合案内所である日本司法支援センター（通称：法テラス）本部を訪ね、成年後見人としての経験を持つ志野大輔弁護士にQ&A方式でインタビューしました。

図表4 成年後見人等と本人との関係 ※○付き数字はトップ3



Q 法定後見の申立ての動機には、どのようなものがありますか？

後見人の仕事は大きく「財産管理」と「身上監護」に分けられ、これらに関し本人の法定代理人として法律行為を行います。身上監護の仕事とは、本人に適した介護サービスを契約したり、医療サービスを選んだりということになります。よって、法定後見の申立ての動機としては、例えば、施設入所等のための介護保険契約や不動産の処分ですね。それから、家族や親族

が亡くなって遺産分割等の裁判手続が必要な場合にも、申立てがされています（図表3）。その他、家族から経済的な虐待を受けているというケースもあります。例えば、精神障害のある方の年金が本人のために使われていないことが自治体などによって発見され、法定後見の申立てがされるような例です。

Q 後見人には、誰でもなることができるのですか？

民法847条では、後見人の欠格事由が

図表3、図表4とも出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成27年1月～12月－」



次のように定められています。①未成年者、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、③破産者、④被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族、⑤行方の知れない者。したがって、これらに該当しない方は後見人として手を挙げる事ができます(図表4)。ただし、手を挙げて、家庭裁判所に選任されなければ後見人にはなれません。

Q 後見、保佐、補助は、どのようにして判断されるのですか？

わかりやすい例で言えば、寝たきりで誰の顔もわからないような人は「後見」に相当し、最近ちよつと物忘れが激しくなってきたなどという程度の人は「補助」、その中間にあたるくらいの方が「保佐」です。実際には、医師の診断や鑑定にもとづいて、家庭裁判所によつて判断されます。

Q 後見人を、被後見人や親族の希望で変えることはできますか？

民法846条では、「後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる」となっています。

被後見人や親族によつて後見人の解任の請求はできませんが、解任するかどうかは家庭裁判所が決めます。単なる好き嫌いだけでは、解任が認められない可能性が高いでしょう。

Q 後見人が本人より先に亡くなった場合は、どうなりますか？

後見人が被後見人より先に亡くなったならば、その時点で後見は一旦終了します。そこから再度、後見の申立てをして、新たな後見人をつけることとなります。

Q 任意後見人を一人ではなく、何人が選ぶことはできますか？

任意後見でも法定後見でも同じですが、何人が選ぶことはできません。

後見人の仕事には大きく財産管理と身上監護がありますが、このうち財産管理は弁護士や司法書士などの専門職が適しています。

一方、被後見人に合った介護サービスを提供したり、医療サービスを選んだりといった身上監護については、社会福祉士や家族の

ほうが被後見人の意向をわかっていることも多いでしょう。このような役割分担のために後見人を複数人つけることには、意味があると思います。

Q 後見人への報酬は、どのようにして決められるのですか？

後見人は、通常、1年に1回家庭裁判所に後見事務報告書を提出します。その後、報酬付与の申立てをすると、後見人が行った後見事務の内容や被後見人の財産状況等から、家庭裁判所が適切な報酬を判断して決めます。このようなことから、財産状況によっては、報酬がほとんど出ないこともあります。

Q 財産が底をつき、報酬を払えなくなるケースはないのですか？

後見人も被後見人の財産が底をつかないように努めますが、被後見人の中にはもともと財産がない方や借金を抱えている方もいらっしゃいます。借金を抱えている方は、借金の整理もしなければなりません。そういうケースでは、後見人への報酬が見込めないこともあります。

Q 後見監督人は、具体的にどのようなことをするのですか？

後見監督人の一番の仕事は、後見人の監督です。後見人が家庭裁判所に報告する財産管理状況等をチェックしたりします。

また、後見人と被後見人の間に利益相反

もしもに備えて知っておきたい「成年後見制度」

成年後見についての相談にも  活用できる「法テラス」

「法テラス」で知られる日本司法支援センターは、2006年(平成18年)4月、総合法律支援法に基づいて設立され、昨年10周年を迎えています。

法テラスでは、主な業務として「情報提供業務」と「民事法律扶助業務」を行っています。成年後見の制度について知りたい、申立ての手順を教えてくださいという場合には情報提供が受けられますし、一定の収入以下であれば無料相談や弁護士・司法書士費用の立替えなどのサポートもあります。

おなやみなし
サポートダイヤル **0570-078374**
IP電話からは03-6745-5600にお電話ください。

平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00
(日曜祝祭日・年末年始休業)
通話料のみでご利用いただけます。

がある場合は、後見監督人が被後見人の代理を務めることもあります。例えば、家族が後見人になっていて、被後見人と後見人で遺産分割をしなければならなくなったとします。遺産分割においては、利益が相反しますよね。その状況で、後見人に被後見人の代理をさせてしまうと、公平性に欠けてしまう可能性があります。このような場合は、後見監督人が被後見人の代理をします。

一般的に、後見監督人が選任されるのは、一般の方が後見人をしていて、家庭裁判所のチェックに加え後見監督人のチェックも必要だと家庭裁判所が判断したような時です。そのため、後見監督人になる人は、弁護士や司法書士などの専門職が多くなります。

なお、後見監督人への報酬については後見人への報酬と同じく、財産状況などをもとに家庭裁判所によって決められます。

Q 任意後見契約後、後見が必要となるまでの期間、任意後見受任者への報酬は必要ですか？

任意後見契約は、契約してすぐにスタートするわけではなく、本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてからスタートします。したがって、任意後見人としての報酬は、その時点から発生することになります。それまでは、後見人としての報酬は不要です。

Q 任意後見契約をしておくメリットは何ですか？

一番は本人の判断能力がはっきりしている時に、契約ができることです。

法定後見は、本人の判断能力が衰えてから後見人が選ばれますので、必ずしも本人が望む選択や判断をしてもらえるとは限りません。

それに対し、任意後見契約では、後見人に何を委任するのか具体的な内容を決めておけますし、報酬も細かく決めておくことができます。身上監護についても、介護が必要になった場合は自宅で暮らしたいのか介護付有料老人ホームで暮らしたいのか、医療が必要な場合はどのような医療を受けたいのかを、事細かに決めておくことが可能です。そうすることで、本人の思い通りの後見がしてもらえるでしょう。

成年後見制度の理念の一つに「自己決定

権の尊重」があります。私も弁護士として後見人についた時には、被後見人の方がどのように生きたいのかできるだけ尊重して仕事をしていきますが、意思疎通が難しいようなケースでは、この方にとつてどの選択が一番良いのだろうかと迷うことも結構あります。家族の方の話なども参考にしながら判断するのですが、被後見人の方としては実はこうしてほしかったということがあるかもしれません。

任意後見契約によって具体的な意思を示しておけば、本人の望みに沿った選択ができるのだと思います。

Q 本人が施設に入所する際など、後見人が保証人になるのですか？

契約の保証人と本人との間には利益相反があります。例えば、本人が施設費を払えなかつたら、保証人には同じ義務が生じます。それで保証人が支払うと本人に対して求償権が発生します。そんなこともあって、後見人は保証人にはなれません。ただし、施設で本人が亡くなった時に連絡が来るなど法的な責任を伴わない身元引受をするようなことはあります。

Q 後見人による契約を、本人の家族が不服とする場合は、どのようにすればいいですか？

契約自体をどうこうすることはできませんが、家庭裁判所に後見人の解任請求はできません。とは言っても、後見人が被後見人にとって不利益になることをやっていることが



成年後見関係の事例——『成年後見関係事件の概況—平成12年4月～平成13年3月—』より

「後見開始」事例

【本人】男性（57歳）、アルツハイマー病、入院中

【申立人】妻（53歳）パート店員

【申立ての動機】相続放棄 【成年後見人】申立人

本人は5年程前から物忘れがひどくなり、勤務先の直属の部下を見ても誰かわからなくなるなど、次第に社会生活を送ることができなくなった。日常生活においても、家族の判別がつかなくなり、その症状は重くなる一方で回復の見込みはなく、2年前から入院している。

ある日、本人の弟が突然事故死し、本人が弟の財産を相続することになった。弟には負債しか残されておらず、困った本人の妻が相続放棄のために、後見開始の審判を申し立てた。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始され、夫の財産管理や身上監護をこれまで事実上担ってきた妻が成年後見人に選任され、妻は相続放棄の手続をした。

「保佐開始」事例

【本人】女性（73歳）、中程度の認知症、一人暮らし

【申立人】長男（46歳）、会社員

【申立ての動機】不動産の売却 【保佐人】申立人

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていた。以前から物忘れが見られたが、最近症状が進み、買物の際に一万円札を出したか五千円札を出したか、分からなくなることが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになった。

隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際自宅の土地、建物を売りたいと考えて、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをした。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任された。長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めた。

「補助開始」事例

【本人】女性（80歳）、軽度の認知症、長男と二人暮らし

【申立人】長男（50歳）、会社員

【申立ての動機】財産管理 【補助人】申立人

本人は、最近米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになったが、申立人が日中仕事で留守の間に、

訪問販売員から必要のない高額の商品を何枚も購入してしまった。困った申立人が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商品を購入することについて同意権付与の審判の申立てをした。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられた。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになった。

「任意後見監督人選任」事例

【本人】男性（75歳）、脳梗塞による認知症、長女家族と同居

【任意後見人】長女（44歳）、主婦

【申立ての動機】不動産管理 【任意後見監督人】弁護士
本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていたが、長女との間で判断能力が低下した場合に備えて、任意後見契約を結んだ。

その数カ月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状が現れアパートを所有していることさえ忘れてしまったため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判の申立てをした。

家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任された。その結果、長女が任意後見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後見監督人が定期的に監督するようになった。

「複数の成年後見人を選任した」事例

【本人】女性（85歳）、重度の認知症、入院中

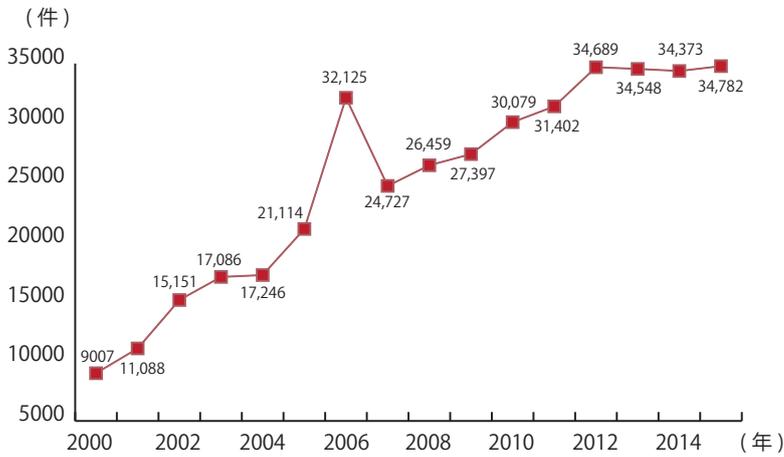
【申立人】長男（62歳）、無職 【申立ての動機】財産管理

【成年後見人】申立人と本人の二女（55歳）

本人は夫を亡くした後、一人暮らしをしてきたが、約10年前から徐々に認知症の症状が現れ、3カ月前から入院している。最近では見舞いに訪れた申立人を亡夫と間違えるほど症状は重くなる一方である。

本人の入院費用の支払いに充てるため、本人の預貯金を払い戻す必要があり、後見開始の審判が申し立てられた。家庭裁判所の審理の結果、本人について後見が開始された。そして、近隣に住んでいる長男と二女が、本人が入院する前に共同して身の回りの世話をしていたことから、長男と二女を成年後見人を選任し、特に事務分担を定めなかった。

図表5 成年後見（後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見監督人選任）の申立件数の推移



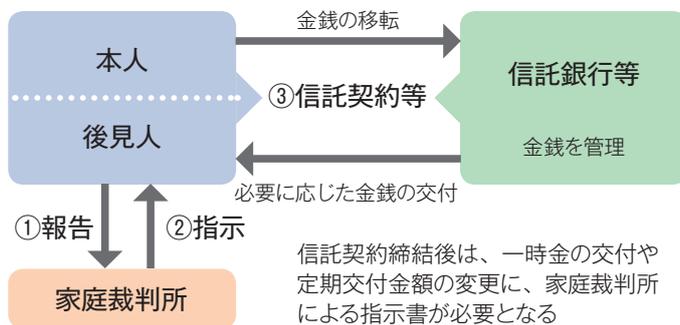
出典：最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況』を基に作成

成年後見登記の有無など情報については、東京法務局が一元的に管理しています。この情報は全国の法務局を通じて「登記事項証明書」を取得することで知ることが出来ます。ただし、登記事項証明書は、本人や配

明らかであれば解任が認められることもあるでしょうけれども、単なる好き嫌いややり方が気に入らない、方針が違ふといった程度では解任は認められないでしょう。

Q 成年後見登記の有無は、どこで調べられるのですか？

図表6 後見制度支援信託のイメージ



出典：家庭裁判所『後見制度において利用する信託の概要』を基に作成

偶者、四親等以内の家族、後見人など限られた人しか取得できません。

Q 市民後見人とは、どういう人ですか？

成年後見に関する知識や社会貢献への意欲、高い倫理観をもった一般の方で、成年後見人をされている方です。市区町村が実施する育成講座を修了するなどした後、家庭裁判所に推薦され、選任されることで市民後見人となります。本人の近所に住む人が市民後見人になれば、見守りをするなど、

目が届きやすくなります。

市民後見人が始まった背景には、成年後見の利用件数の増加があります（図表5）。専門職だけではまかないきれなくなっていることもあり、新たな担い手として期待が寄せられています。

Q 後見人の不正を防ぐためには、どのようにしたらいいですか？

後見人による不正は、ほとんどが被後見人の財産の横領でしょう。このような不正を防ぐ一つの方法は、高度な職業倫理をもつ弁護士や司法書士など専門職に任せることです。

また、任意後見制度は、信頼のおける人を予め指名して契約することができる点で、不正に遭わない一つの方法となります。

この他、2012年に「後見制度支援信託」が設けられました。これは財産のうち日常に必要な金銭だけ後見人が管理し、それ以外の金銭は信託銀行等に預けておくという仕組みです。この制度を利用することも不正防止には有効でしょう（図表6）。

.....

以上、成年後見制度についてご紹介してきましたが、おわかりいただけましたでしょうか。誰もが関わるものではありませんが、多少なりとも知識をもっていれば、いざという時にも慌てず対応できそうです。

（取材・執筆／ライター 更田沙良）